

要 請 書

2022 年 8 月 2 3 日

(株)シーテック 代表取締役社長 仰木 一郎様

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会

連絡先:弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所
〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
Tel : 0584-81-5105 Fax : 0584-74-8613

2014 年 7 月 24 日付けの朝日新聞で、岐阜県警大垣警察署警備課警察官が、貴社の社員を呼びつけ、当時貴社社が大垣市上石津町と関ヶ原町の境の尾根に建設を予定していた風力発電施設に関連して、複数回にわたって「意見交換」なるものを行い、市民 4 名の個人情報をして社に提供していたことが明るみに出ました。

証拠保全手続きを経て入手した貴社作成の「議事録」等（大垣署警備課との「意見交換」の記録及び関連資料）及び市民 4 名が起こした裁判での当時の貴社従業員の証言によれば、大垣署警備課警察官に煽られて、貴社も市民 4 名の個人情報及び弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所について積極的に情報収集を行い、その情報を「意見交換」の場で大垣署に提供してきたことが明らかになっています。

今年 2 月 21 日、岐阜地裁は、貴社作成の「議事録」の信用性を認めた上で、大垣署警備課が行った情報提供行為は国家賠償法上違法であるとし、「悪質といわざるを得ない」と厳しく断罪して、各原告に 55 万円の損害賠償を命じました。また「意見交換」の場でやりとりされた情報につき「原告らの私的又はその思想信条にかかる活動及び事柄に関するものといえ…原告ら個人に関するプライバシー情報である」「このような思想信条に関連する情報は、個人に思想良心の自由が保障されていること(憲法 19 条)を考慮すれば、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いものと解するのが相当である」と判示しています。

貴社は、大垣署警察官の人権侵害に加担し、自らも市民のプライバシー情報を収集してしまいました。これは「中部電力グループ人権基本方針」の「世界人権宣言をはじめとした人権に関する国際規範を支持、尊重します」「人権侵害に加担しません」に明確に違背しています。貴社の「CSR 活動／コンプライアンス」をも自ら踏みにじってしまっています。

上述のことを踏まえ、以下のことを要請します。

記

1. 大垣署警備課警察官との「意見交換」につき、岐阜地裁判決で摘示された事実と評価を受け入れ、真摯に反省し、関係者、特に「標的」とされた市民4名に謝罪すること。
市民4名の個人情報を抹消すること。
2. 再び同様なことを繰り返さないよう、十分にこの問題の検証を行い、再発防止策を講じること。
3. 今後の企業活動において、「中部電力グループCSR宣言」及び貴社の「CSR活動」を尊重し、遵守すること。

以上